

す。学生の前に立つことにあなたの権限が及んでおられますか、自らすべてを放棄して話し合いに一切応じようともせず、警備対策の必要性から教授会の意志すら全く無視された形で、ロックアウトをさせられ、何の権限も認めないあなたがおっしゃる対策本部によってです。それでもないのですか、このロックアウトに際しても学校側とった手続きだけとみて絶対承認出来るものではないのです。これはまさしく大空ファッショです。苦しむ者に空内政治活動をもちこむといいますが、今学校当局のやっている態度・方法はすべて政治闘争の他のなにかである。政治闘争なので、あなたは何事も盲目的に学校当局に従うのですか。だから大学人すべてから主体のない行動・行動をのしられ、ロックアウト後も手を振って空内を歩けないのです。もっと人間的に立派になりなさい。

いやしくも大学で職を喰う者、否思考をもつ人間として恥しいとは思いませんが、皆さんはこんなことは百も承知なことをしる。悩んでおられますか。この悩みから学問は始まるのではないですか。自分としてはどうしても納得がいかないが、学校当局の言うことに従ってしまう。だったら何故それをほっきりと言わないのですか、今聞かれていることはその事なのです。何もグバ棒とヘルメットで闘えといっているのではないのです。少なくともかつて一語に動いていた人達がこんなにもあんな人だったとは思いたくありません。思考力のない人間とは思いたくありません。速やかにロックアウトを解いて問題を提起している学生連と討論をしなければならぬと考えては。

- われわれは断固闘うぞ！
- 学部・学科の全面改廃止
 - 学年制・年限制の廃止
 - 個別大学の枠の撤廃
 - 入学試験制度の廃止
 - 試験・採点・成績制度の廃止
 - 学習カリキュラムの自主選択制の確立
 - 共同体における同僚的結合を基礎とする評議会の制度的確立

一九六九・一〇・二八 明治大学助手共闘会議

恐怖の報聞 No.1

本日はご苦勞様です。多くの悩める学生と、彼らから突きつけられた極めて重要な問題を尻目にあなたは、今日、自分の研究室の点検にいられたのです。自らの当然の権利であるべき構内への自由な立入りが何者かの手によって阻害されていることには気がついていないのです。われわれ助手共闘は、当然の権利を主張するが故に、腕に腕章を巻いて入構することを拒否するが故に、この入口に立って行動します。パリケードは、すぐれて思想を表現し、不安定さをもつつもわれわれに熱い情熱を語りかけ、創造空間の集積らしさを磨きだした。しかもパリケードは、われわれが否定の対象とさえしている形式民主主義の諸手続を完全なまでに踏んでやられたところあなた達の云う「手続」の完全性がある。学生大会は、学校さえ承認している学生中執規規約に従って運営され、「ストライキ」を決議した。そして、具体的戦術については全共闘に一任する決議もした。しかし、あなた達を守っているパリケード(ロックアウト)には「ひとかけら」の民主的手続が伴っていないことを知るが良い。何処で、誰が、何を、委譲してきた「政権」か知らないが、「対策本部」なるクーデター政權が、この間の明治大学を驚しいまに操ってきた。中教審答申が云うところの「学長権限の拡大」を見事にリハーサルしたのがこの有様である。学生が云ってきたと

この「教授会解体」・学生部解体は現実のものとなっている。この四月の叫、あなた個人として、あるいは教授会として果すべき義務さえ遂行していないことを知るが良い。何をやってきたのですか。大学が云うように、生田校舎をロックアウトするの「地域住民への迷惑・世内の破壊」があげられているが、この二つの理由とも生田にはあてはまらないのではないですか。とすれば、ロックアウトの理由は何ですか。その理由こそロックアウトの「圧制の思想」なのです。そして、このロックアウトの手を貸し、百億のバイロットを動かめたのがあなたなのです。あなた自身、国家権力に対し、職業とす学問・研究を支える者の理性を先り逆してしまつたことに気がついていないのです。理性の府において、無様な舞い方をする踊り手ほどのような報酬を受けるかはあなたが一番良くご存知の筈です。頭休めに考えて見て下さい。私たちが、このスローガンを掲げて一カ月以上経過しました。

- 1 教授会解体
 - 2 学部・学科の全面廃止
 - 3 学年制・年限制の廃止
 - 4 大学の枠の撤廃
 - 5 入学試験の廃止
 - 6 学生部の廃止
 - 7 試験・採点・成績の全面廃止
 - 8 カリキュラムの自主編成
 - 9 学生・教職員の間僚的結合を基礎とする評議会(学内最高決議機関)の設置
- 佐藤訪米阻止
 - 安保粉砕・沖縄闘争勝利
 - 大学法粉砕

私たちは毎日農場本部で、討論研究会をやっています。討論に参加して下さい。

一九六九・一〇・二八 明治大学助手共闘

(付) 逮捕者の心得

- ① 逮捕 逮捕は、現行犯逮捕、逮捕状による逮捕、緊急逮捕の三種類がある。
- ② 現行犯逮捕 — 現行犯は、誰でも逮捕状無しで逮捕できることになっている。官憲は、これを悪用し、手あたりしだいに逮捕して、後から角材を持たせたり、ボケットに石をつつ込んだりするから、絶対に拒絶する。官憲は、例え何もやっても一度逮捕したら、ある一定の期間(その時の状況によるが)は、釈放しないから、例え、何日不当に拘留されても、完全に頭張るという決意を要する。
- ③ 逮捕状による逮捕 — 逮捕状には、被疑者の氏名・住所・罪名・嫌疑事実の要旨・連行する場所・有効期間・発行の年月日・発行裁判官氏名、請求者の官職名など記されている。逮捕状を示されたら、手にとりよく調べ、記載に間違いがあたり、抜けていたら無効であるから、拒否する。落ち着いて、家族や近所の人に、絶対に連絡を頼み、着替え・洗面具等を整えて行く。又、逮捕と同時に捜査を行なう場合は、必ず自分が立ち合うことを要求する。
- ④ 緊急逮捕 — 犯行の疑いが十分あると考えられる。(血のついたナイフを持つている場合等々)

警察留置

逮捕後は、各警察署に留置されますが、現在に於いて機動隊員によるリンチや、催涙剤の強い打ち撃により多くの者が傷ついている。諸君が負傷した場合、必ず治療を要求する。しかし、東大闘争、四二八闘争にも見られる様に、全身ヤケドの容を、三日間も放つて置いて、権力は「住所、氏名を云え、治療してやる。」等と、肉体的苦痛を供述させる手段として使う等、卑劣な事を行なっているのが現状だ。その様な場合には、「弁護士に負傷していることを伝えてくれ」と何故も要求する。

彼らのあらゆる強圧に対し、全思想をかけた闘い、抜くこと。具体的には、まず、指紋をとられる。これは、体を押えつけてでも取られるが、供述・調書の署名。なつてと違つて、それ自体は事件に不利になることはありません。その日に身振、体重を計測され、警官と一緒に写真をとられる。押取物がある場合は、押取品目録も渡される。

次に取調べに入るが、供述調書を取る。その前に弁解録をとられるが、その時、刑事は「これは調書じゃないので、君の有利になることなので、話さない」と云うが、これも、もちろん同様、完全黙答で通す。次に供述調書をとる訳だが、警察署についてすぐか、遅くとも取調べまでに、弁護士を選任する。弁護士は「……………」です。しかし、警察の方で連絡をしない時があるから、そういう場合は、何故も云つて自分の見ている前で電話をさせるぐらいの心算を持つことが重要。

「……………」を私の弁護士に選任するから伝えてくれ。電話番号（……………）という。これは、調書が記録されたことを弁護士が確認する最も確実な手段なので、必ず実行する。警察は、弁護士に連絡をする事が義務なので、必ず利用する。警察はこれを怠った時は、相手の警察官名を覚えておくと、弁護士を通して後から抗議する。

その他、逮捕された後、伝言があったら、いつでも……………に電話させ、弁護士を呼ぶなり、差し入れをたのむということを連絡させる。いずれにしても、完全で通すことが必要。諸君が、「黙答します」と云つたら、刑事は、「黙答」と書く。また、何もしゃべらなかつたら「黙して附らす」と書くが、それに対して署名・なつ印を要求されても絶対拒否する。

この際、あらゆる卑劣な手段を使い、供述を強要するが、例えば、差し入れがなかったりすると、それを口実に「明大共闘は、もうつぶれた」とか、「君は、見放された」とか、本人が外部から全く切斷されているので、心理的動揺をばかり、名前を云えれば釈放してやる等といってくるが、そんなのは全くウソで、何か云えれば釈放してやる等といってくるが、色々な資料になるので、やつらとは一切口をきかない。気を許したら最後です。氏名。住所は黙答権はないと云うが、そんなこと我々には関係ありません。しゃべらないということが重要。弁護士の選任と、ケガの治療の要求以外、一言も話さぬことか、黙答しますの一点張り。

注意することは、警察官に黙答しても他の人（同居者等）に話したら何もありません。東大に四二八の時など、房の中に警察のスパイがいて、学生の氏名、学校等が判名した事実がある。逮捕歴のある人で、向こうが名前を出しても同意せず、留置番号で通す。警察の待機時間は、四八時間以内で取調べをすませ、検察庁に送致（地検送り）の手続きをとらない時は、釈放しなければならぬ。

それから、「ケガの治療してやるから話せ」と肉体的苦痛を供述の手段として用いることがあるが、弁護士に連絡がとれた時に、ケガの様子を伝えると共に、そういう事実（卑劣な手段による自己の強要）があったことを報告せよ。

検事拘留

警察署から地検に連行される。検事の持ち時間は、警察から送致されてから二四時間（逮捕されてから通算して七十二時間）以内で検察者を取調べ、起訴するか、釈放するか（地検パイ）かをきめ、きまらぬ場合は、裁判官に拘留の請求をしなければならぬ。もちろん検事の取調べの際にも完全黙答し、署名・なつ印一切拒否しない。検事から拘留請求を受けた、裁判官は、速やかに被疑者を尋問し、拘留の必要があるとすれば、一日間の拘留をうけることができる。この一日間で起訴するか釈放するか決まらない場合は、裁判官の決定で更に一日間延長できる。例外として、内見罪・隠匿罪などの場合、さらに五日間の延長が認められる。

- ① 住所不定
- ② 罪証隠蔽
- ③ 逃亡の恐れ

に限り、黙答を理由に住所不定で拘留したりするが、これは、政治的判断が働いており、黙答をくずしても（住所・氏名を言っても）また、別な理由をつけて拘留するから、裁判官に訂しても黙答を貫くのが原則である。しかし、場合によっては、住所・氏名を云えば、拘留がつかない可能性が多く個人にも異状にもほとんど影響を及ぼさない。これは、具体的な場合に付いて競争委員会。裁判・弁護士が検討して拘留準備の前の弁解士接見の時に、弁護士に指示してもらうから、そういった指示がない場合には、完全で通す。（特に、大量逮捕、大闘争の際は、氏名・住所、永久に完全）

拘留が決定したら、そのことを弁護士に連絡してくれるが、云うこと。拘留

検討の持ち時間（二〇一〇一五）の日間裁判官が前記の理由で拘留を決定すると検事が取調べを行ない、この期間に起訴か釈放かを決定。この検事調べも非常に巧妙だが、絶対何もしゃべらない。署名・なつ印もしない。特に二〇日目に延長（再一度一日）がつくとかく来り来て供述するものが増すが、起訴されるかされないかは、特にこの時期に黙答できるかどうかにかかってくる。

この点は、もし仮に起訴された場合にも公判闘争に於いて決定的に違いがありますので全思想性にかけて黙答で頑張ること。

拘留理由開示公開
拘留されている被疑者（あるいはその弁護士、etc）は、裁判所に公開の法廷で拘留の理由の開示を請求できる。これは、四二八闘争等では、被告人が期日をきめて一せいに請求を出し一つの闘争として行なった訳ですが、その中で拘留理由の開示が全く形式的に行なわれ、被告人の発言が時間をくぎって許されるが、鋭い追求に対しては、直ちに退廷を命ぜられるという状態が、まさしく政治的判断による拘留を裏付けていた。

起訴
検事は、拘留中に起訴か釈放かを決定する訳だが、起訴とは、罪刑法定主義を原則とする日本に於いて、例えは、人を殺した者は、死刑または……の懲役に処すの条文に入っているところの事実。人を殺すことを行なったと思われ入罪が確定したとされ、地検に送られ、そこで検事が、その事実を証明できたら

検事は、拘留中に起訴か釈放かを決定する訳だが、起訴とは、罪刑法定主義を原則とする日本に於いて、例えは、人を殺した者は、死刑または……の懲役に処すの条文に入っているところの事実。人を殺すことを行なったと思われ入罪が確定したとされ、地検に送られ、そこで検事が、その事実を証明できたら

な場合、その人間が何を為し(人を殺すという行為)それがどの罪状(殺人罪)にあつてゐるかというのを記した起訴状を裁判所に提出することによって裁判が始まる。この検察官が国(裁判所)に対して、裁きを求めた行為を起訴という。

そして起訴された人間は、被告人と呼ばれる。

以上はあくまでも現行ブルジョア法にのつた説明であり、我々としては、少くとも起訴の権限を独占してゐるところの検察官がいかにハレンチで全く我々の側から裁かれる立場のものではないかというのを重大裁判闘争等を統括する中から見抜かなければならない。我々がこれからの闘争を闘う場合、現在の司法弾圧体制の中に於いては、逮捕されれば、ほとんど起訴されるであらう。

そのような時には、闘いの質を堅持し、検察官並びに本質的に闘う人民を抑圧する機関とある裁判所そのものを、弾劾し、やがては、裁いていくんだという、はっきりした思想性を持って裁判闘争を最後まで闘い抜く決意を固めてもらいたい。

某助手の或る日のメモ

N・U 連帯することの意味

全国全共闘が単なるセクト連合になるのではないかという懸念は早計である。

○ 連帯することの政治性と内実性

↓ (客観的状況) ↓ (教員の置かれてゐる特殊状況)

↓ 水平化 ↓

自らが闘つてきた中で連帯することの必要性が
 ちとあらわれてきた。

○ 自宅直行型 ↓ 何故かいかないのか

目的意識的に別出していかなければならない

教員の「フライング」化にどう対応するか

個別大学における闘争
 階級の連帯による闘争

○ 均質化 → への志向

階級の質の確保

◎ 運動の基本的方向

運動の方向性を明確にしなければならない。

1. 討論集会の継続 (官論における内ゲバ)

2. 各大学における助手共闘ないしは個人レベルでの参加をつくり出していく。(組織論)

3. 各専門分野における運動を捉え直してゆく。

○ 建築学をどう捉えるか

○ 研究者であると同時に、労働組合員である。

4. したがって、労働者としての自覚的活動を展開すべきである。

(高校・中学の教員等との連帯をすべきではない)

(研究運動) (反戦運動) ... etc の多面的運動を展開すべきである。

一〇・一〇 六. 一〇月半の再

二二 一〇. 二一を如何に闘うか

ICU : 全都助手共闘連合をつくって、どうやって闘うか

全部助手共闘連合は何をやするのか (非常事態を)

どのような闘いをもって連帯を勝ちとっていくか

N・U : 現在の存在を如何に捉えるかという徹底的な営為によって

はじめて闘う方向が出てくる。

研究者として自己規定したとしても、現在の体制内において、研究の自律的方向性を確立することはできない。

教育労働者としての立場から志向する方向が有効であらう。

全都助手共闘連合の課題

具体的には何をやるのか

情報の交換

大学の枠を乗り越えた統一行動の獲得

反大学運動の物質的保障

組織論

の向から捉える

一枚岩の組織を志向しない

組織と云えるかどうかかわからない組織

主体的参加

主體的決定

を軸としたものであり、闘

う過程で組織がつぶれても

関係ない。

○ 1. せうならざるを得ない事情がある。

○ 2. 各党派性の存在

○ 3. 資本階級

やってみてだめだったら、又元に戻れば良

い。

中衛的だめだなら、前衛的になればよい。

それでもだめだったら、又大衆運動を良

ばよい。

京大のバルナツァン連合 → 五人組織 (新たな人間結合)

これらの組織を導入しなければならない。

「団結・生活防衛・生活の保障

無党派性とは何か、ということについて、もっと

的に関心がある。

「党」性とは何か

(人間の底からの革命性)

志向しなければならぬ。